

■第3回工期WG(4/22) 意見・質問一覧

資料1-2

No.	意見提出者(敬称略)	意見/質問	該当箇所	該当部分	内容	理由	回答者(敬称略)	内容
1	古阪委員	質問	資料1-1	P2 1. 電力分野における工期設定について	・工事設計を発注者が行うのか。また、この段階で(工事発注前に)予定/計画工事費、工事竣工時期あるいは供用開始時期を決めるのではないのか。	このような発注者側の計画があって、工事発注時には競争的に受注者を決めるのではないのか。そして、より具体的な工事費、工法等は受注者の提案によって決定するのではないのか。	電気事業連合会	工事設計は発注者が行いますが、この段階で工期・工事費等は確定していません。工事発注後、受注者が工事仕様書をもとに施工計画を作成し、工期や工法の妥当性を両者で確認のうえ、最終決定しております。
2	古阪委員	質問	資料1-1	P2 1. 電力分野における工期設定について	・設計者はいないのか。また、土木工事と建築工事、さらにそれ以外の電気工事等で、それぞれ法的な資格制度による職能が関与すると思うが、その辺は、発注者内に資格者がいるのか、受注者側に依存するのか。	電力分野における「工期問題」は、建築工事、土木工事とは異なる専門職能が必要で、今回のWGの検討範囲とは異なる部分が多いように思われる。	電気事業連合会	大規模工事等においては、設計を外注する場合もありますが、主には電力社員が設計を行っております。なお、構造設計にあり、建築工事には建築士の資格が必要ですが、土木工事および電気工事にはそのような資格はありません。
3	古阪委員	質問	資料1-2	全体について	・工事発注(新設か既設への改修・改善工事かにもよるが)に関して、発注者一計画者/設計者一元請工事業者一請工事業者or分離発注業者の諸関係が、技術/技能/経験等から特殊ではないか。それらの関係の在り方を鉄道工事業者間あるいは国際比較が必要ではないか。	鉄道工事における工期設定に関しては、主として鉄道の運行や既存の鉄道施設への安全対策等が主であり、その環境の中での工期設定問題はあまりにも個別性が強い。	JR東日本	ご質問のとおり、鉄道工事は輸送およびお客さまの安全確保が最優先されることから、一般の建設工事とは違いがあると認識します。鉄道事業者ごとのスタンスの違いや、鉄道システムの違いによる作業実施時のルール等が異なること等から、各社において独自に工事の進め方(契約・工期設定)を行っており、さらに、海外においては、上記の差異がより大きく、単純に比較はできないものと考えます。
4	古阪委員	質問	資料1-3	P1 公共工事民間工事別 工事プロセス	・(くじ引き)とは、また、総合評価方式はないのか、さらに、発注者補助者はいないのか、		全国中小建設業協会	一般競争入札では応札する全社が一律に正確な予定価格が算出できるため、最低制限価格も正確に算出され、そこに全社の札が張り付き、くじ引きとなっている。また、総合評価方式も行われているが、一般競争入札と同様に正確な予定価格と低入札調査基準価格を更に下回る失格基準価格も一律に算出できることから、失格しない基準価格に応札者が多数張り付き、結果として総合評価の点数により落札者が決定している。
5	古阪委員	質問	資料1-3	P2 公共工事の考え方	・グリーンの下地の上に、多くの考慮事項が書かれているが、QCDS等と同様に重視するもの、その順序等をいかに整理するか。		全国中小建設業協会	工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数(これ以外に取り込む必要のある事項建て検討)等の優先的に考慮すべき順番を含めた整理が必要と考えている。
6	古阪委員	質問	資料1-3	P6 公共工事の考え方	・土木と建築の違いは？(指定仮設と自由仮設)、契約には(契約数量と参考数量)、契約変更/契約更改の(意味と回数)などはどうか。		全国中小建設業協会	【土木工事】工種毎に機械・労務・材料を積上げて直接工事費を算出し、それに経費として共通仮設費(基本は自由仮設)・仮設積上げ分・現場管理費・一般管理費を計上して工事価格としている。いわゆる赤本を基本としているので、機械・労務・材料等の設計上の数量が明確であることから、設計変更数量が受注者側でも計算しやすい。また、施工現場を囲って工事をする建築現場と違い、中小に発注される地方自治体の土木現場は、生活道路、小川等、仮囲いもなく開放されたものとなっていることから、以前からクレームによる工事中断が多々見られ、昨今、いわゆるモンスタークレームによる「クレームをつけるためのクレーム」による工事中断が頻発している。経費の設計変更、工期の設計変更等考慮されるべきであるが、発注者になかなか対応していただけない。 【建築工事】公共建築工事では工種毎に分けて下請へ発注することが前提の積算になっているので、工種毎に下請経費を盛り込んだものが直接工事費となり、それに一括して経費を掛けて工事価格としている。赤本のような明確な基準はなく、外から見るところは指定仮設を基本としている。
7	古阪委員	質問	資料1-3	P8 法令に適合させるための対策とリスク	・もう少し丁寧な説明が必要。		全国中小建設業協会	標準作業時間の前後に労働時間が発生する業種については、標準作業時間(8時間)を柔軟に変更していただきたい。例えば5時間とするなど。警察道路使用許可により現場作業時間が9時～17時の8時間と定められている。労基法上、8時間労働には45分以上の休憩時間が定められているので、それだけで現場作業時間は7時間15分であるほか、それ以外でも休憩を挟まなければならないとか、資材機材置き場が遠距離であれば現場までの移動作業時間を含めることが必要になり、8時間作業というのにはあり得ない。
8	古阪委員	質問	資料1-3	P10 民間工事(建築)の考え方	・もう少し丁寧な説明が必要。		全国中小建設業協会	民間発注者の考え方の改革をしていただくことが重要であり、このための工期設定を含めた民間建築工事のあり方を社会に発信する必要がある。例えば、最低でも公共工事の工期を設定することを要件とし、民間工事(建築)の中でも特に多くを占める工種を数種類選定して標準工期を設定するのはどうか。
9	古阪委員	意見	資料1-4	P0 内装工事業界における適正工期	・全体が基本的にはわかりやすくできているが、欲を言えば、理由にあるよう「内装工事の置かれた状態(建築工事の最後の工事種目の一つ)」であり、工事全体の工事期間の調整であることの問題を提示すること。	・内装の工業化、ユニット化、部品化。湿式工法から乾式工法へ。AIやRobotの開発。これらが工期に与える影響は大きなものがある。これらを工期設定にいかに取り組むか。	全国建設室内工事業協会	(別紙参照)
10	古阪委員	意見	資料1-4	P4 工期に影響を及ぼす要因	・内装工事の技術進歩によって、工期に与える影響には多様なものがある。	同上	全国建設室内工事業協会	①ロボット開発 荷揚げや資材の搬送を支援するロボットの開発により、時間と労働力の節約が期待される。(実際にゼネコンで開発中)高所作業を補助するロボット開発やマニピュレーターにより、軽鉄下地組やボード張り作業をする際に、ロボットが材料を支えるだけで作業効率が向上する。天井・壁ボードを張るロボットも開発中であるが、実用化にはまだ問題が多いのが現状である。 ②その他 新工法の開発、プレハブ化、材料・道具の軽量化を実施していくことが工期短縮の一因となる。
11	古阪委員	質問	資料1-4	P7 工期が遅れた場合の対応	・原因は何か、責任はだれか、対応は誰かが記述されるとよい。	・原因、責任、対応が、発注者、設計者、元請、専門工事業業者(内装の場合とそうでない場合)、行政(法制度)等	全国建設室内工事業協会	(別紙参照)
12	古阪委員	意見	資料1-4	P8 将来への提案	・外国人労働者の活用については、少々問題がある。	外国人労働者は原則として禁止。研修制度によって3年間の研修/労働が許されている。さらに近年では職種によってはその制度が5年に延長される場合もあるが、それ以上の在留は認められていない。ここに今後の日本の技能者育成の重要な課題がある。	全国建設室内工事業協会	①外国人労働者の現状 現在の外国人実習生制度では、3年間の研修が定められている。また、オリンピック関係の例外で、2年間特定活動として通算5年間研修させることが可能となっている。 ②新制度 国土交通省は、外国人材の受入れを目的に新制度を開始し、特定技能を有する者が業界団体等による高い建設技能及び専門性に係る試験に合格することで、在留期間の更新が無制限となることとしている。(一社)全室協、日本室内装飾事業協同組合連合会、日本建設インテリア事業協同組合連合会の3団体は、内装仕上げで(一社)建設技能人材機構の正会員となっており、外国人受入事業に意欲的である。今後外国人の技能向上を支援することで職人不足を補える可能性がある。
13	古阪委員	質問	資料1-5	P2、3 新築、改修両工事における工期設定	・電気工事における工期は、設計、工事のどの段階、いかなる協議で工期が決定するのか、記入されたい。		日本電設工業協会	・新築工事においては設計事務所、ゼネコンが建築工事費を基にした全体工程で決めるため専門工務会社である我々は協議できない場合がほとんどである。 ・改修工事においては元請の場合機器の納期などから発注者と協議する
14	古阪委員	質問	資料1-5	P4 工期設定の流れ	・設計事務所が発注者の意向を設計図書に反映させ、工期(着工日・竣工日)を設計図書に明記するとあるが、その正確性、信頼度はいかにどうか。		日本電設工業協会	・電気設備設計図に記載されている工期は建築設計図のものをそのまま転写しているものと考えられる。電気設備設計者が関与はしていないと思われるため正確性、信頼度は建築任せとなっていると考える。
15	古阪委員	質問	資料1-5	P6 工事の工程遅れの要因	・「概成工期」とはなにか。		日本電設工業協会	・「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

No.	意見提出者（敬称略）	意見/質問	該当箇所	該当部分	内容	理由	回答者（敬称略）	内容
16	古阪委員	質問	資料2	P2 公共土木・・・	・発注者による適正な工期設定について・・・工事の構工法、工業化、i-construction等によって、標準的な工期は異なるが、それらはいずれも決定され、応札者側に伝わるのか。施工条件明示とも重なると思えるが。		事務局	工事発注準備段階において現場条件を踏まえた工法検討やそれに必要な施工日数を算出し、雨休日や準備・後片付け等を加え発注者による適正な工期を決定する。また、工期設定において適用した施工条件などは入札公告時に応札者へ提示している。 なお、施工方法の合理化や技術革新等により変動する工種ごとの日あたり標準作業量は随時実態調査をして、適宜見直しを行い、この標準作業量をもとに、工期を算定している。
17	古阪委員	質問	資料2	P3 公共建築・・・	・「適正な工期の設定」はだれが行うのか、日連連の「建築工事適正工期算定プログラム(日連連)」を使う場合、だれがそれを使い、その公正性はどうか担保するのか。また、そのプログラムの限界(工事の規模、用途など)をどう考えるか。		事務局	・今回の資料において「実施設計」段階で工期設定を行うように記載しましたが、最終的に入札条件として工期設定を行うのは発注者であると認識しております。また、今回の資料において、「建築工事適正工期算定プログラム(日連連)」を活用すると記載しましたが、あくまでも参考としての活用を意図しております。 ・「建築工事適正工期算定プログラム(日連連)」の適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しているものであり、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない地域の場合等では、発注者において個別に考慮することが必要だと認識しております。個々の事案によって考慮すべき要素が異なりますので、本プログラムを参考にすることは、十分な事前調査をした上で各発注者による調整が必要です。
18	古阪委員	意見	資料3	・ことばの定義	・(例2)の4週8閉所には、雨天等の自然現象を含むこと	必ず起こるものだから。	日本建設業連合会	雨天等の自然現象については、従前より考慮すべき必須項目と考えております。一方、「4週8閉所」を挙げさせて頂きましたのは、通常の土日以外に年末・年始、GW、盆休み、祝日などを含まれることを社会的コンセンサスとするのによって、年間稼働日数・作業所閉所数が大きく異なるという理由によります。
19	古阪委員	意見	資料3	・多様な発注方式云々	・ECI方式とは？	ECIは単なる通称の用語であり、極めてあいまいな用語である。つまり、「プロジェクトの早い段階で施工者を参加させること」という意味で、他の日本語も含めてしっかりと整理が必要だと思われる。	日本建設業連合会	2020年1月発行の「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では、ECIに関して「技術協力・施工タイプ」として明記されました。一方、日連連建築設計委員会では、2017年にECI方式を多様な5つの発注方式の一つとして位置づけ、「設計段階に、総合建設会社が技術協力者として参加し、実施設計が終了した段階で、発注者と技術協力者が合意した場合、技術協力者に施工を発注」と定義し、日連連パンフレット「2017年版多様な発注方式」を発行しました。この度の適正工期の議論に際しまして、民間工事にも広くECI方式を適用できるよう、具体化に向けた議論を展開して戴ければ幸いです。
20	古阪委員	意見	資料3	・工期について	・工期WGが始まる段階で、既に話題になっているが、工期の長さは発注者が決め、その一方で、工期は採用する工法、構法によって相当な幅があり、しかもそれは工事費と強い関係がある。これらのやり取りを、いつだれとだれがやり、全体をどのようにして決めていくのかが問われる課題である。	各団体の説明が終わった段階で、これらのことに関する各団体の実態とあるべき姿の協議をすることも「工期設定の考え方」の検討に有効ではないかと思う。	日本建設業連合会	是非、重要課題として協議をお願いしたいと思います。工期には①発注者が決める工期と②受注者が提案し協議のうえ契約する工期の2つがありますが、①においては受注者は適正工期の設定に関与することができません。企画・設計を含むプロジェクト工期に始めから工期が組み込まれ、受注者は入札ならば落札への工期合戦を、特命でも短工期要望ならば必死で生産資源を投入しなければなりません。発注者・設計事務所の御理解が是非とも必要です。
21	今泉委員 (日本建設業協会)	質問	資料3-4	P6 ・工程表	A病院とB病院の工程表で、どちらも23か月の工程であるがB病院は土工事・基礎躯体工事が約3か月遅れLGS+ボード工事、床クロス工事が少なくなり人数が増えたという見方でよろしいでしょうか。		全国建設室内工事業協会	A病院とB病院の工程表で、どちらも23か月の工程であるがB病院は土工事・基礎躯体工事が約3か月遅れLGS+ボード工事、床クロス工事が少なくなり人数が増えたという見方でよろしいです。
22	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料1-2	P4 準備期間2～3か月、後片付け期間1か月	規模や条件により異なると思いますが、平均値や経験値なのではないでしょうか。具体的な算定方法をお示しいただけないでしょうか。		JR東日本	工事の種類・規模により異なりますが、過去の施工実績により、準備期間を概ね2～3か月としております。具体的に準備や後片付けにおいて、必要な作業等があれば、実勢に鑑み期間に反映しています。
23	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料1-2	P5 鉄道工事における工期設定の考え方	・休日や、「週休2日を基本として工期を設定」とあり、2019年度は122日の休日を設定していると思いますが、現実には同年度に極めて厳しい工期で施工した事例があります。実際に週休二日を達成できている工事はどの程度の割合でしょうか。 ・着工後に地中障害物の出現や予定した線路閉鎖が取れない日などが往々にして発生します。その場合は、工期の延長等の見直しについて、発注者は受注者と十分協議していただきたいと考えます。		JR東日本	各工事の休日日は、施工会社が管理するものと認識しております。 地中障害物が発生した場合等は、施工会社と協議・合意の上で、必要な場合は契約変更を行っています。また、線路閉鎖工事については、天候不良や人身事故、信号機停止等を踏まえた過去の実績により、工期を算定しており、実績よりも著しく作業日数が増える場合は、同様に契約変更を行っています。 引き続き、工期等に課題がある場合は、受注者と真摯に協議してまいります。
24	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料1-2	P4 依頼時にJRが過去の施工実績等により算定した完成期限	過去の実績は4週8休ではないと思いますので、過去の実績値を補正する必要があるのではないのでしょうか。		JR東日本	当社が参考している過去の施工実績は、実作業日1日の施工量です。 このため、休日に左右されるものではありません。
25	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料1-3	P1 公共工事・発注者は最低価格で契約の相手方を決定とある	総合評価方式など他の発注方式による違いはないのでしょうか。		全国中小建設業協会	中小建設業が受注しているのは、都道府県、市町村が発注する工事が多く、ほとんど一般競争入札方式が採用されている。
26	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料1-3	P1 民間工事・発注者の要求を最大限対応するため工期に影響させず契約金額の範囲内で完成 P3 実態調査より「適正ではない」の意見が多い	工期に影響させずに完成させるための努力や色々な問題点があると思いますので、それを列記して頂けないでしょうか。		全国中小建設業協会	特に年度末が絡む工事で、あきらかに工期設定が厳しいにもかかわらず、甲乙対等なのだから互いに知恵を出して努力すべきなのに、発注者からは「わかっている、入札・落札したのだから」と言われてしまう。現場投入・バーティカルを増やすことが工事完成の最大のポイントではないか。
27	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料2	P1 (タイトル)これまでの議論を踏まえた工期設定の考え方について	第3回資料では、公共土木・公共建築・成果物のイメージのみの記載となっており、「これまでの議論」が反映されていないように感じますが、ここまで課題や対策を集約されたのでしょうか。		事務局	・資料2では、議論の振り返りとして、まずは公共工事に着目して整理しており、民間工事やこれまでの論点・課題等は含めておりませんでした。 ・今回第3回WGにて5団体の方からご提示頂いた資料も踏まえつつ、次回以降で全般的なとりまとめに込めたいと考えています。
28	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3 公共建築における工期設定について	第2回WGの際には、民間工事に関する資料がりましたが、今回は公共工事のみとなっています。民間工事も示して頂けないでしょうか。		事務局	
29	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3 (共通事項)	元請が工期に関与できるのは入札以降です。それまでに入札条件としての工期を決めるには、誰が、どのように決めるのか、また、それが適正であるかどうかをどう評価するかを盛り込む必要があると思います。		事務局	・今回の資料において「実施設計」段階で工期設定を行うように記載しましたが、最終的に入札条件として工期設定を行うのは発注者であると認識しております。また、今回の資料において、「建築工事適正工期算定プログラム(日連連)」を活用すると記載しましたが、あくまでも参考としての活用を意図しております。 ・「建築工事適正工期算定プログラム(日連連)」の適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しているものであり、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない地域の場合等では、発注者において個別に考慮することが必要だと認識しております。個々の事案によって考慮すべき要素が異なりますので、本プログラムを参考にすることは、十分な事前調査をした上で各発注者による調整が必要です。ご意見を踏まえて基準案のとりまとめを致します。
30	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3 (タイトル)適切な工期確保	「適切な」と「適正な」のどちらを使用するかを本WGとして議論すべきだと思います。 P3は「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を示しているの「適切な」と記載されていると思いますが、「同 考え方」の中にも混在していますし、P2に記載の通り「品確法」では「適正な工期等」と「適正」を使用しています。		事務局	ご意見を踏まえて、基準案のとりまとめを致します。
31	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3 (基本計画)施工に要する期間を想定した事業全体のスケジュール	工事工期が事業スケジュールとしてこの段階で決まる場合があるとすると、発注者は適正工期をどのように決められているのか記載すべきだと思います。(例示でも)		事務局	この記載については「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」から引用いたしましたが、基本計画の段階で工事工期が定まるということではありません。概ねの施工期間を想定した上で、例えば複数年にわたる予算を計上するのかなど、適切な予算要求が必要であることを記載したものです。

No.	意見提出者（敬称略）	意見/質問	該当箇所	該当部分	内容	理由	回答者（敬称略）	内容
32	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3（実施設計）適切な工期の設定	日建連適正工期算定プログラムの活用とありますが、本プログラムはベースとなる工程表を示すだけで、敷地条件に合った、また生産性向上策を盛り込んだ工程表ではありません。入札前にどのように実質的な適正工期設定をされるのかを記載すべきだと思います。		事務局	今回の資料において、「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」を活用すると記載しましたが、あくまでも参考としての活用を意図しておりました。同プログラムを参考に工期設定を行う場合、十分な事前調査をした上で各発注者による調整が必要であることは「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」と、その事例解説において記載しています。ご意見を踏まえて基準案のとりまとめを致します。
33	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3（工事発注準備）適切な工期を入札条件として設定	発注者は、入札条件としての工期をどのように決められるのか具体的に記載すべきだと思います。		事務局	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」と事例解説において、工期設定を適切に行うための留意事項などを記載しております。ご意見を踏まえて基準案のとりまとめを致します。
34	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3（工事発注準備）適切な工期を入札条件として設定	P2（公共土木）においては、「発注者による適正な工期設定として、週休2日を前提とした休日・降雨日による不稼働日の適切な設定」と明記されていること、「考え方」にも記載されているので、P3にも明記すべきだと思います。		事務局	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」と事例解説において、工期設定を適切に行うための留意事項などを記載しております。ご意見を踏まえて基準案のとりまとめを致します。
35	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P3（施工）工期・工程の適切な管理	「施工時期での工事の進捗状況の的確な把握」ではなく、「着工前に仕上げ・設備工程が確保できていることの確認」とすべきだと思います。		事務局	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」では、受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づいて工事の進捗状況を把握すると記載されております。ご指摘の着工前の確認については、実施工程表を承諾する段階で行われるものと考えます。ご意見を踏まえて基準案のとりまとめを致します。
36	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料2	P4（共通事項）成果物のイメージ	成果物は、どのように運用されるのでしょうか。単にチェックリストとして、発注者・受注者が相互に検討したか否かを確認するだけなのでしょうか。		事務局	・第2回WG資料4のp.4-5でお示しさせていただきましたように、工期の検討時及び施工期間中の契約変更時に利用することを想定しております。 ・また、著しく短い工期を判断する際の材料の一つとして利用することを想定しております。
37	木谷委員 (日本建設業連合会)	質問	資料2	P4（共通事項）成果物のイメージ	企画～実施設計から吹き出されている項目は、誰が、いつの時点で留意すべき事項なのでしょうか。発注者や設計事務所が、この時点で適正工期を算出することは難しいと思います。		事務局	・企画～実施設計においては、発注者・設計者が留意すべき事項として記載しております。 (※)契約方式によっては、請負（候補）業者が入ることもありうる (※)施工段階においても、現場の状況を踏まえて当該項目を留意 ・民間工事においては、これまでのご発表を踏まえると、工事準備段階では工期の精密な算出はされておられないと存じますが、他方、工期の概算はしておられる理解です。
38	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P4（2）イベント	休日・残業時間、特別休暇は「イベント」という範疇ではないと考えます。また、休日は作業所閉所とし年間104日～115日とする、残業時間は改正労働基準法に従い、特別な場合でも年間720時間以内とするなど、性能発注的に具体的な数値を明記すべきだと思います。		事務局	ご意見を踏まえて、基準案のとりまとめを致します。
39	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P4（3）契約方式 契約段階における工程計画の作成が、後の施工段階にも影響を及ぼす場合がある(例:設計が完成するまでは施工に移れない)ことを踏まえ、契約段階から適正な工期設定に努める	冒頭に「契約方式によっては」と追記した方がわかり易いと思います。		事務局	ご意見を踏まえて、基準案のとりまとめを致します。
40	木谷委員 (日本建設業連合会)	意見	資料2	P.4 施工 - (3) 仕上げ工事 - 設備	設備工事の受電・試運転調整は重要なファクターなので、「(3) 設備工事 受電、試運転調整 (4) 仕上げ工事(5) 路上工事」とすべきだと思います。		事務局	ご意見を踏まえて、基準案のとりまとめを致します。
41	佐藤委員 (全国建設室内工事業協会)	意見	全体	今後の会議の運営について	コロナ収束までは集合会議は難しいと思われるので、スワイプを利用したテレビ会議を実施して欲しい。誌上会議では発言の機会がなく我々の意見や要望を発信出来ない。どうしても難しいのであれば、次回開催時に説明資料に対する補足資料を作成してあるので配布していただきたい。		事務局	皆様からお考えを十分にお示し頂きますよう、事務局として検討を致します。オンライン会議等の開催が難しいようであれば、ご意見頂きましたように、補足資料等を配布頂けるように致します。
42	佐藤委員 (全国建設室内工事業協会)	質問	資料2	これまでの議論を踏まえた工期設定の考え方について	公共土木における工期設定について例が記載されているが、民間工事については同様に捉えていいのかわかりません。それとも別に検討すべき内容があるのかご教示いただきたい。		事務局	・資料2では、議論の振り返りとして、まずは公共工事に着目して整理しており、民間工事やこれまでの論点・課題等は含めておりませんでした。 ・今回第3回WGにて5団体の方からご提示頂いた資料も踏まえつつ、次回以降で全般的なとりまとめに入る想定です。
43	村上委員 (東京都)	意見	資料2	P4 成果物のイメージについて <工事発注準備段階で留意すべき事項>	発注段階で整理しきれず、工期に影響を及ぼすことが事前に明らかな事項(例:関係者との調整、支障物件)がある場合、「発注準備段階で具体的に明示すべき」と記載すべきである。		事務局	ご意見を踏まえて、基準案のとりまとめを致します。

①全体工期の設定に関わる工事種目について

工事の基本的な流れは図1のようになる。仕上げ工事は最後の工事種目に位置しているため、全体工期を設定する際には重要な項目であると考えられる。

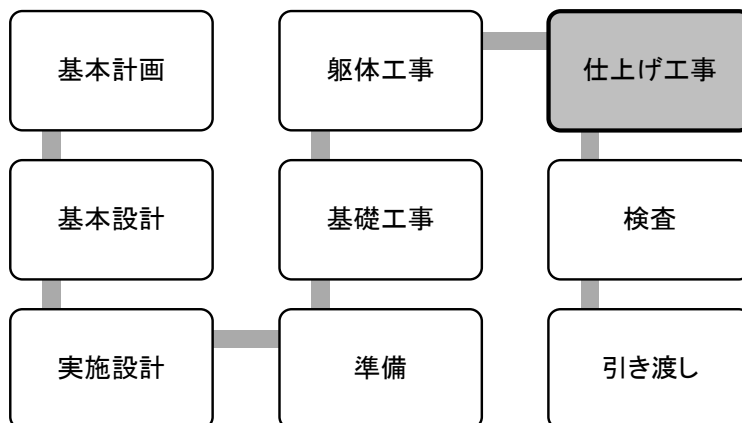


図1 工事の基本的な流れ

(一社)全国建設室内工事業協会(以下(一社)全室協)は、図1の仕上げ工事の中でも金属工事(軽量鉄骨天井・壁下地)とボード工事(天井・壁ボード張り)の業者を支援する団体である。

②内装工事の歴史

昔は大工が材木で下地を作り、左官屋が湿式工法で壁を作っていたが、軽量鉄骨(LGS)と石膏ボードの開発により、規格化された材料を使用することで、作業が簡素化され、工期短縮に寄与した経緯がある。

1966年4月に「全国新建材同業会」が設立され、1976年に「社団法人全国建設室内工事業協会」として建設省より認定を受けたものの、工種としては「雑工事」扱いであった。

躯体工事といった主体工事から見れば小さな工種と見なされていたが、その後耐火工法や遮音工法、耐震工法が開発されたことで、大型ビル・マンションへの適用が普及し、現在の形となった。

③内装工事の立ち位置

上記の歴史的背景により、仕上げ工事自体がメインとはなり得ず、工程面でも躯体工事の遅れをカバーする形が出来上がっている。

今後はプレハブ化やユニット化、ロボットの開発による生産性の向上が期待される。

意見・質問 No. 11 工期が遅れる原因、責任、対応について

①前工程の遅れ

原因	責任	対応
気象条件	発注者 元請	《発注者》 工期の延長、契約変更 《元請》 工期の延長、施工時間の延長、応援依頼、契約変更 《専門工事業者》 施工時間の延長、契約変更
休日	元請	
躯体工事の遅れ	元請 専門工事業者(躯体)	
発注ミス	元請 専門工事業者	

②能力の差

原因	責任	対応
現場管理者の能力不足	元請	《元請》 指導・研修の徹底
職長・職人の能力不足	専門工事業者	《専門工事業者》 OJTを通じた研修

③コミュニケーション不足

原因	責任	対応
各々の連携不足	設計者・元請 専門工事業者	《設計者・元請・専門工事業者》 お互いの仕事を理解し、連携を強める 三者協議の随時実施

④未決定事項

原因	責任	対応
材料の色・品番	設計者 元請	《設計者》 施工困難な納まりについて事前に改善・詳細図作成 《元請》 材料納期や納まりに関するデッドラインを把握する
設計図	設計者 元請	

⑤工事内容の追加・変更

原因	責任	対応
設計変更	発注者・設計者	《発注者》 工期の延長、契約変更 《元請》 工期の延長、施工時間の延長、応援依頼、契約変更 《専門工事業者》 施工時間の延長、契約変更
追加・変更工事	発注者	
やり直し工事	元請 専門工事業者	

⑥他業者との取合い

原因	責任	対応
サッシ・建具等の取付の遅れ	元請 専門工事業者	《元請》 施工図を早めに作成し、業者へ発注する 《専門工事業者》 電気・設備業者を交えて現地打合せを早めに実施する
電気・設備開口位置の取合い	専門工事業者	